

の日の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）までに、これを国に納付しなければならない。

2 省略

3 前二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額とは、証券業者等の営業所に開設されている居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（以下この項から第五項までにおいて「対象譲渡等」という。）が行われた場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該源泉徴収選択口座に係る第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。）を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一・二 省略

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している証券業者等は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

5 7 省略

8 証券業者等は、その年において当該証券業者等に開設されていた特定口座が源泉徴収選択口座である場合には、その年の当該源泉徴収選択口座に係る前条第七項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）

第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者（所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。）が平成十六年一月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第六十五条の規定にかかわらず、

の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）までに、これを国に納付しなければならない。

2 同上

3 前二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額とは、証券業者の営業所に開設されている居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（以下この項から第五項までにおいて「対象譲渡等」という。）が行われた場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該源泉徴収選択口座に係る第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。）を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一・二 同上

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している証券業者等は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

5 7 同上

8 証券業者等は、その年において当該証券業者等に開設されていた特定口座が源泉徴収選択口座である場合には、その年の当該源泉徴収選択口座に係る前条第七項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）

第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者（所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。）が平成元年四月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第六十五条の規定にかかわらず、

、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第四項において準用する第三十七条の十第七項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。

254 省 略

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第三十七条の十二の二 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（第七項を除く。）及び第三十七条の十一（第四項を除く。）の規定の適用については、第三十七条の十第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、第三十七条の十一第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

557 省 略

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三 平成十五年四月一日以後に、次の各号に掲げる株式会社（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる）ときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条及び第三十七条の十三の三において同じ。）が、当該特定株式を払込

他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第四項において準用する第三十七条の十第七項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

254 同 上

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第三十七条の十二の二 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（第七項を除く。）及び第三十七条の十一（第五項を除く。）の規定の適用については、第三十七条の十第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、第三十七条の十一第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

557 同 上

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三 平成十五年四月一日以後に、中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定中小会社」という。）の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定株式」という。）を払込み（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる）

みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）が当該合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額）を控除する。

一 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社 当該株式会社により発行される株式

二 内国法人のうち、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するものとして財務省令で定める株式会社 当該株式会社により発行される株式で中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合（財務省令で定めるものに限る。）に係る同法第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約に従って取得をされるもの

三 内国法人のうち、証券業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式会社であつて、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するものとして財務省令で定めるもの 当該株式会社により発行される株式で当該規則において当該株式を取り扱うことができることとされている第三十七条の十第二項に規定する証券業者を通じて取得をされるもの

2・3 省 略

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三 特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有して

きにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条及び第三十七条の十三の三において同じ。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）が当該合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額）を控除する。

2・3 同 上

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三 特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に当該払込み

いた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限る。)をした場合における第三十七条の十第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第三項及び第五項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。)の二分の一に相当する金額とする。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。)が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日(次号において「上場等の日」という。)前に譲渡する場合 当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で財務省令で定めるもの

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

255 省 略

(国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例)

第四十条の二 省 略

2 個人が、平成四年四月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に、その有する資産で、前項の重要文化財に準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるもの(以下この項において「対象資産」という。)を国に譲渡した場合の当該譲渡に係る譲渡所得に対する所得税法第三十三条の規定又は第三十一条若しくは第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第三十一条第一項及び第三十二条第一項中「金額とする。」とあるのは、「

により取得をした特定株式(その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)(で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。))をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第三項及び第五項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。)の二分の一に相当する金額とする。

255 同 上

(国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例)

第四十条の二 同 上

2 同 上

一 同 上

二 第三十一条第一項及び第三十二条第一項中「金額とし、」とあるのは、「金

金額とする。)の二分の一に相当する金額(一)とする。

(居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入)

第四十条の四 省 略

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額(その有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者(当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。以下この号において同じ。)及び内国法人が有し、並びに特定信託(同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項及び次項において同じ。)の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合(当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれが多い割合)が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。)その発行済株式の総数又は出資金額(議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等(議決権のない株式等に係るものを除く。)の総数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。)その発行済株式の総数又は出資金額(請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式等に係るものを除く。)の総数又は合計額の占める割合

ハ 省 略

二 省 略

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をい

額の二分の一に相当する金額とし、一とする。

(居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入)

第四十条の四 同 上

2 同 上

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額(その有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者(当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。以下この号において同じ。)及び内国法人が有し、並びに特定信託(同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項及び次項において同じ。)の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合(当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれが多い割合)が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。)その発行済株式の総数又は出資金額(議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等(議決権のない株式等に係るものを除く。)の総数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。)その発行済株式の総数又は出資金額(請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式等に係るものを除く。)の総数又は合計額の占める割合

ハ 同 上

二 同 上

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額

う。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十一第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二 省 略

4・5 省 略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条 居住者が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの（以下この項から第七項までにおいて「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたこと

をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 同上

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十一第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二 同 上

4・5 同 上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条 居住者が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの（以下この項から第八項までにおいて「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたこと

ある家屋で政令で定めるもの（以下この項から第七項までにおいて「既存住宅」という。）の取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項において同じ。）又はその者の居住の用に供している家屋で政令で定めるものの増改築等（以下この項及び次条において「住宅の取得等」という。）をして、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を平成九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。次項、第四項及び次条において「住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年（次項及び次条において「居住年」という。）以後六年間（同日（以下この項、次項及び次条において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び次条において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。次項及び次条において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。次項及び次条において「適用年」という。）のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円以下である年については、その年分の所得税の額から、住宅借入金等特別税額控除額を控除する。

一 省 略

二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者に対する当該住宅の取得等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の取得等（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務

ある家屋で政令で定めるもの（以下この項から第八項までにおいて「既存住宅」という。）の取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項において同じ。）又はその者の居住の用に供している家屋で政令で定めるものの増改築等（以下この項及び第三項において「住宅の取得等」という。）をして、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を平成九年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。次項、第三項及び第五項において「住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年（次項及び第三項において「居住年」という。）以後六年間（同日（以下この項から第三項までにおいて「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。次項及び第三項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。次項及び第三項において「適用年」という。）のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（次条において「合計所得金額」という。）が三千万円以下である年については、その年分の所得税の額から、住宅借入金等特別税額控除額を控除する。

一 同 上

二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者に対する当該住宅の取得等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社その他居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の取得等（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（当該債

(当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。)で、契約において賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他の政令で定める法人を当事者とする当該既存住宅の取得(当該既存住宅の取得とともにする当該既存住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得として政令で定めるものを含む。)

(に係る債務の承継に関する契約に基づく当該法人に対する当該債務(当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。))で、当該承継後の当該債務の賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

四 省略

2 前項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

一・二 省略

三 居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である場合(居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年後期内の日である場合に限る。) その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額

四 居住年が平成十七年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後七年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から八年目又は九年目に該当する年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

五 居住年が平成十八年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後六年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円

務に類する債務で政令で定めるものを含む。)で、契約において賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

三 都市基盤整備公団、地方住宅供給公社その他の政令で定める法人を当事者とする当該既存住宅の取得(当該既存住宅の取得とともにする当該既存住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得として政令で定めるものを含む。)

四 同上

2 同上

一・二 同上

三 居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である場合(居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年後期内の日である場合に限る。) その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一パーセントに相当する金額

四 居住年が平成十六年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

六 居住年が平成十九年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の〇・五パーセントに相当する金額

七 居住年が平成二十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の〇・五パーセントに相当する金額

3 居住者が、その適用年において、二以上の居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における前項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一 適用年が平成十年である場合 同年十二月三十一日におけるその居住年が平成九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（次号から第五号までにおいて「平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）とその居住年が平成十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（次号から第六号までにおいて「平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）との合計額につき前項第一号イの規定に準じて計算した金額

二 適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年居住分に係る住宅借入金等

の金額から成る場合 当該住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号イの規定に準じて計算した金額

ロ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及びその居住年が平成十一年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下この項において「平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）から成る場合 当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号イの規定に準じて計算した金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）のパーセントに相当する金額との合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

三 適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額のパーセントに相当する金額と当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額との合計額

(2) 当該住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額のパーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(i) 当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円

(ii) 当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額のパーセントに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額（当該金額が千万円を超える場合には、千万円）の〇・五

パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(i) (2)(i)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(ii) (2)(ii)に掲げる場合に該当する場合 (2)(ii)に定める金額に十万円を加えた金額

ロ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及びその居住年が平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(以下この項において「平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)から成る場合、当該住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)のパーセントに相当する金額

ハ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額(当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円)

(1) 当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額又は当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき同号イの規定に準じて計算した金額(当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額と当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額とがある場合には、当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につきイの規定に準じて計算した金額)

(2) 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)のパーセントに相当する金額

四 適用年が平成十三年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

ロ 平成十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住

年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等に係るもの（以下この号において「平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）のパーセントに相当する金額

ハ 平成十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額がその居住年が平成九年又は平成十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下この号及び次号において「平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）及び平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

(2) 当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）のパーセントに相当する金額

五 適用年が平成十四年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

ロ 平成十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十四年である住宅の取得等に係るもの（以下この号において「平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）のパーセントに相当する金額

ハ 平成十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

(2) 当該平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

六 適用年が平成十五年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係るもの（以下この号及び次号において「平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ 平成十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

(2) 当該平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

七 適用年が平成十六年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべて平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ 平成十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及びその居住年が平成十六年である住宅の取得等に係る住

宅借入金等の金額（以下第十号までにおいて「平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）の一パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

八 適用年が平成十七年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係るもの（以下この号において「平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）の一パーセントに相当する金額

ロ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五十万円以上である場合、五十万円

(2) 当該住宅借入金等の金額の合計額が五十万円以上である場合であつて、当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五十万円未満である場合、当該五十万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五十万円から当該五十万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の合計額が五十万円未満である場合、当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額と当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が三十七万五千円を超える場合には、三十七万五千円）

(1) 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ニ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ホ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

九 適用年が平成十八年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が

五千万円を超える場合には、五千万円)の〇・七五パーセントに相当する金額

ロ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)のパーセントに相当する金額

ハ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合 五十万円

(2) 当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて、当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合 当該五千万円未満である金額のパーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額と当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額のパーセントに相当する金額との合計額

ニ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合に、次に掲げる金額の合計額(当該合計額が三十七万五千円を超える場合には、三十七万五千円)

(1) 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の〇・七五パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ホ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）の一パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ハ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につきハの規定に準じて計算した金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

十 適用年が平成十九年から平成二十一年までの各年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係るもの（以下この号において「平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が

平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限り。）に係るもの（以下この号及び次号において「平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合、五十万円

(2) 当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて、当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合、当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合、当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額と当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

ニ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が三十七万五千円を超える場合には、三十七万五千円）

(1) 当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ホ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成

十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）の一パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

（イ） その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1) 当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき（イ）の規定に準じて計算した金額

(2) 当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

十一 適用年が平成二十二年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十二年十二月三十一日における平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五十万円以上である場合、五十万円

ロ 平成二十二年十二月三十一日における平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額又はその居住年が平成十三年である住宅の取得等（その居住日が平成十三年前期末の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（以下この項において「平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）及び平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五十万円以上である場合であつて、当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五十万円未満である場合、当該五十万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五十万円から当該五十万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千

万円以上である場合であつて、同年十二月三十一日における平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合、次に掲げる金額の合計額

(1) 五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額

(2) 当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額

(3) 当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額のパーセントに相当する金額

二 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合、次に掲げる金額の合計額

(1) 平成二十二年十二月三十一日における平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・五パーセントに相当する金額

(2) 平成二十二年十二月三十一日における平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額

(3) 平成二十二年十二月三十一日における平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額のパーセントに相当する金額

十二 適用年が平成二十三年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十三年十二月三十一日におけるその居住年が平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下この号において「平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）の合計額が五千万円以上である場合、五十万円

ロ 平成二十三年十二月三十一日における平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて、当該平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合、当該五千万円未満である金額のパーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当す